

つまり、「慎重意識」が高い施設は地域移行への懸念が高く、特殊ニーズを持つ人への地域移行に対するためらいも高い。

反対に「積極意識」を持っている施設は、地域移行の効果を見越して期待していると同時に、高齢や重度の障害者を先に地域に移行させることにより、起爆剤としての効果を期待している。

施設の地域移行に関する意識を把握した上で、地域移行に関する意識と施設の種別および地域移行に関する取り組みとの関係を探るために、以下の変数について分散分析を行った。

従属変数：因子1「地域移行への懸念」

因子2「起爆剤期待」

因子3「特殊ニーズ配慮」

因子4「効果可能性」

要 因：A.施設種別

地域移行に関する取り組み

B.グループホームの設置の有無

C.日中活動の実施の有無

D.国の自活訓練の実施の有無

E.無認可の自活訓練の実施の有無

F.地域移行を目指す内容の明記状況

G.利用者本人参加の有無

H.施設外関係者の参加の有無

当初、A.施設種別と4因子の間に強い関係があると推測していたが、実際に分析してみると、施設の種別との間に有意差があったのは第1因子のみであった。また、多重分析の結果によると、「通勤寮と障害児施設」の間にのみ有意差が認められた。それは4つの施設種別のサンプル数に大きな違いがあり、更生施設が全体の72%を占めているからだと考えられる。

次に、地域移行に関する取り組み(B-H)と地域移行の意識の間関係を検定したところ、全ての要因(B-H)について、因子1「地域移行懸念」との間に有意差が認められた。つまり、地域移行に取り組んでいる施設は取り組んでいない施設より、地域移行に対する懸念が低かったのである。

また、因子3「特殊ニーズ配慮」については、B.グループホーム設置の有無、C.日中活動の実施の有無、F.地域移行を目指す内容の明記状況、G.本人参加の有無、の4要因との間に有意差が認められた。因子1と同じように、地域移行に関する取り組みをしている施設は特殊ニーズを持った人の地域移行に対するためらいが少なかったわけである。

因子2「起爆剤期待」については、F.地域移行を目指す内容の明記状況とG.利用者本人参加の有無の2要因で有意差があった。また、因子4「効果可能性」では、B.グループホームの設置の有無、D.の自活訓練の実施の有無との間に有意差が認められた。

以上の結果から、地域移行に関する意識と施設の取り組みとはかなり関係があると分かった。特に、「消極意識」に影響されている因子1と因子3は、施設の取り組みとの間にかなり関係があった。ということは、地域移行の取り組みをしている施設は、消極的な意識が少なかったわけである。その一方、積極意識とその取り組みの間には、関係がそれほど見られなかった。積極意識は施設の中でまだ十分に育っていないというふうに解釈できるであろう。

## 五 今後の課題

調査結果に基づいた考察を踏まえて、最後に地域移行に関する今後の課題を整理してみたい。

グループホームなどの住まいや地域生活支援（日中活動含む）の受け皿を施設が多く用意している場合は、多くの入所者を地域移行させることができる。しかし、利用者の退所後の受け皿を自施設で確保するのが本当に望ましいことかどうかは、議論を要する。なぜなら、地域に移行しても、入所施設が利用者を抱え込んでしまうことは、施設入所時代と同じような人間関係の中で利用者が生活してしまう結果になる可能性がある。それにより、いままでの施設での生活パターンや行動、及び人間関係から抜けることができず、「ミニ施設化」に繋がる可能性が大きいからである。また、地域に移行しても利用者を手放さないことは「ひも付き型」地域移行になりかねない懸念がある。地域に出てからも施設に地域生活を支えてもらうこと、いわゆる「ひも付き型」の地域移行は、本当に脱施設化といえるかどうか疑問である。それゆえ、今後も議論を要する問題といえるだろう。

また、自活訓練事業の意味と効果についても、今後検討していくべきである。自活訓練を受けている方の中で、実際に地域に出られた利用者はわずか2割で、地域に移行した利用者のうち、自活訓練を受けたことがあるのも約2割であった。また、6割くらいの施設が自活訓練を実施していない。そういう状況の中で自活訓練事業の意味と効果とは何か、またはどのような実施方法が有効なのかなど、今後も検討していくべきであろう。

本人支援の課題であるが、地域移行における本人支援の在り方として、ただ希望を聞いたり、決定したものを本人に伝えるだけではなくて、本人がその意思決定プロセスに参加できることようにすることが重要である。それらを可能にする方法について検討していくことも、今後の課題と思われる。

地域との関わり方については、地域住民がグループホームの世話人やホームヘルパーとして利用者に直接ケアを提供するだけではなく、地域住民と対等な関係、例えば友人関係を作るために、どのように支援していけばいいのか、どのようにすれば利用者が地域社会の一員になることができるのかについて、地域移行を促進するにあたって考えていかなければ

ればならない課題である。

さらに、地域移行に関する意識は、地域移行に対する取り組みや本人支援と深く関わっていることが明らかになった。したがって、これから地域移行を進めるに当たっては、施設の意識変革が必要と考えられる。特に積極的な意識をどのように向上させていけばいいのかも、今後の検討課題になるだろう。

「地域移行」は国内においてまだ新しい動きではあるが、それに対する関心は高まってきており、試行錯誤しながら取り組んでいる施設も増えてきている。しかし、地域移行に対する懸念や不安はまだ高く、それを実現する方法も模索中である。確かに「地域移行」には課題が山積している。また、これまでは入所施設が最後のセーフティネットであった。しかし、やむを得ず入所を強いられてきた利用者に、もう1つの選択肢を与えるためには、地域移行が実現できるような環境整備が急務であると思われる。

謝辞 本調査の実施にあたっては、日本知的障害者福祉協会にご協力いただきました。記して感謝申し上げます。調査票の作成について貴重な助言をくださった花園大学の三田優子氏、日本知的障害者福祉協会の大久保常明氏、伊達市地域生活支援センターの小林繁市氏、データの分析について熱心に助言してくださった関西学院大学の松岡克尚氏に感謝申し上げます。さらに、忙しいなか、本調査にご協力くださった施設の方々に深く御礼申し上げます。

## 2. 日本における知的障害者の地域移行、本人支援の在り方と

### 地域生活支援システムに関する研究 2

分担研究者 遠藤 美貴

近年、社会福祉の領域において「自己決定」ということばを目にすることが多くなった。福祉サービスの利用形態が「措置から契約」に変わり、特に障害福祉領域においては「自己決定の尊重」を目指した支援費制度が導入されたことも影響しているのであろう。

しかし、自己決定とは本来、全ての人がもつ権利であり、社会的な立場や個人の能力によって制限されたり、奪われるべきものではない。ところが、多くの知的障害をもつ人は、福祉サービス利用においてのみならず、日常生活においても周囲から「意思をもたない」「判断が難しい」と過小評価され、自分に関することがらを自分で選択・決定するという自己決定の機会や経験が制限あるいは奪われてきた。これまで彼らが置かれてきたこのような環境を考えると、知的障害をもつ人の自己決定が尊重されるか否かは周囲にいる私たちの知的障害をもつ人への見方や支援の在り方が問われているともいえる。

自己決定に関わるものとして、暮らす場所の選択がある。ところが先行研究<sup>1)</sup>において知的障害をもつ人は自らの意思に関係なく入所施設での生活を余儀なくされてきたこと、さらに施設での生活がたいへんつらい経験となっていることが明らかになった。このような実態から入所施設から地域へと暮らす場所を移していく地域移行の取り組みは必須であると考えられる。

一方で、地域移行の取り組みが施設側や職員主導で行われ、地域で暮らしていても「ミニ施設化」と呼ばれるような実態があることも報告されている<sup>2)</sup>。今、私たちに問われていることは、もはや「地域移行を行うか否か」ではなく、「どのように地域移行を行うか」という支援の質、支援の在り方を検討していくことであろう。その際、自己決定支援は欠かせない。さらに、自己決定の機会を保障するだけでは十分な地域生活支援とはいえず、個人の思いに応じた様々な支援をきめ細やかに提供できるシステムの構築も考えなければならない。

この分担研究の中では施設Aにおける地域移行に関する実態調査から、自己決定支援を基盤とした施設生活、地域移行プロセス、地域生活の支援の在り方と地域生活支援ネットワークの在り方を模索する。この報告は主に知的障害をもつ本人の声を基にまとめられている。どのことばからも「あたり前の生活を送りたい」という彼らの思いが伝わってくる。私たちは一人でも多くの方にこの声を届け、彼らの思いを実現できるような支援の在り方を考え続けて行きたいと思っている。

#### 注

1) 平成 14 年度科学研究費補助金研究成果報告書『知的障害者の入所施設から地域の住まいへの移行に関する研究』研究代表者・河東田博 2003 年 2 月

2) 同上

# 知的障害者入所施設 A の地域移行における 自己決定支援・地域生活支援ネットワークの在り方に関する研究

鈴木 良

## 1. 序論

### 1. 1. 地域移行の取り組み

1950年代の北欧諸国では、ナチズム下での施設福祉の暗黒面が十分に改善されることはなく、知的障害者施設は隔離・社会防衛的性格の強いものであり、1500床を超える施設すら存在していた（杉野 1992）。1940年代頃から、こうした大規模施設での非人間的処遇への厳しい批判や反省から施設の問題が議論され始め、デンマークでは1951年から52年にかけて設立された知的障害者の「親の会」が、施設の劣悪な生活環境を改善するために1953年12月に社会大臣にあてて覚書を送った（中園 1981）。その中で親の会は1) 大規模施設の改革、2) 教育権の保障、3) 保護工場の設立を要請した。

1959年には、親の会の要請を受けて法律が制定され、福祉サービスの目的が「精神遅滞の人々にできるだけノーマルな生活状態に近い生活をつくり出すこと」と規定された。この施設内改革という考え方は、やがてスウェーデン人のニリエがノーマライゼーション原理として概念化し（Nirje 1969；22-32）、そしてアメリカやイギリスにおける反施設主義<sup>1</sup>の影響を受け、さらにはヴォルフエンズベルガーが再概念化（Wolfensberger 1972）することによって、脱施設化・施設閉鎖を促し地域福祉を推進するための基本思想へと発展した（杉野 1992）。

その後、アメリカ<sup>2</sup>（Anderson, et al. 1998；Lakin, et al. 1995；Lakin, et al. 1996；Larson, et al. 1989）やヨーロッパ諸国（Emerson, et al. 1996；Hatton, et al. 1995；河東田ら 2002）では1960年代後半以降、地域移行の取組みを推進するための政治・経済・法的基盤が整備され始め、1990年代後半までに知的障害者施設で生活する入居者数は大幅に減少し、地域の住居で生活する入居者数は大幅に上昇した。国連もノーマライゼーション原理を具体化するために、1981年を国際障害者年とし、世界各国で「完全参加と平等」というテーマに基づいた障害者施策を推進するように勧告した<sup>3</sup>。

一方日本では、欧米で地域福祉の取組みが開始された時期に、施設福祉に重点を置く障害者施策が展開していった。1960年代後半の日本社会は高度経済成長期にあり、障害者は生産に貢献しないゆえに社会の重荷であるとする認識が一般的であった。障害者の親族は医療関係者を頂点とする専門家の助言に従って行政に施設増設を要求し<sup>4</sup>（杉本 2001）、社会一般もそれを支持した。しかし動機は同情・慈悲心とでもいうべきものであった。そして、行政主導の下に国立心身障害者コロニーや、地方コロニーと呼ばれる精神薄弱者（現・知的障害者）総合援護施設が、自立の見込みがないと判断された心身障害者や知的障害者の終生収容保護を前提とする施設として設立された（国立コロニーのぞみの園・田中資料センター編 1982：181）。群馬県高崎市の国立コロニー「のぞみの園」（1971年）や、愛知県春日井市の「春日井コロニー」（1968年）、大阪府富田林市の「金剛コロニー」（1970年）、宮城県黒川郡の「船形コロニー」（1973年）などがその例である（国立コロニーのぞみの園・田中資料センター編 1982：177-178）。

しかし日本でも、1982年の「障害者対策に関する長期計画」以降、ノーマライゼーション理念が障害者福祉の法制度や実践の基本原理となった。一部の民間施設では措置継続のまま地域の住居への移行を実施する「ランチ方式」と呼ばれる取り組みが展開するようになった（河東田 2003：9；田島 1999：29-60）。さらに近年、社会福祉の領域における基礎構造改革があり、2002年12月、「新障害者基本計画」及び「重点施策実施5カ年計画」（新障害者プラン）が発表され、「障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を推進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する」、「入所施設は地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」と明記された。2002年11月には、宮城県福祉事業団理事長が同事業団の知的障害者総合援護施設である宮城県船形コロニーを2010年までに解体すると宣言し、2003年3月には厚生労働省が国立コロニーのぞみの園の定員を大幅に縮小し地域移行を図ることを発表した。さらに、2004年2月には宮城県知事が県内にあるすべての知的障害者入所施設の解体を宣言した。グループホームなどの地域生活支援システムも徐々に整備されつつあり、こうして諸施設による地域移行の取り組みの進展が予想される。

施設Aは、1971年に設立された国立の知的障害者入所施設（2003年4月1日現在で入居者数507名<sup>5)</sup>）であり、2002年4月に「Aホーム」（施設Aでは施設内グループホームと呼ばれている）を設立し、地域移行の取組みを開始した。Aホームは施設敷地内にあるアパート式住居（元職員宿舎）であり、1階に知的障害者5名（男性5名）、2階に知的障害者5名（女性5名）が生活する。2002年12月には、寮（施設敷地内の居住棟は寮と呼ばれている）のひとつ「D寮」内で「ユニット」を設立し、2つのユニットにそれぞれ知的障害者7名（全員女性）が生活する。2003年10月には、地域にある一般のアパートを借りて、そこで宿泊体験や日中・余暇活動の機会を提供している。

2003年4月には、施設Aは厚生労働省から2007年3月までに入居者3～4割を地域移行させなければならないという通達を受けて地域移行推進本部を設置し、同年7月には、地域生活支援準備室を設置した。2003年10月には、独立行政法人となり、地域生活支援準備室を地域生活支援室として、地域移行の取組みを本格的に始めた。

地域生活支援室は、移行先として、知的障害者及びその親族の意向に配慮しながら、1) 施設Aの近隣地域、2) 親族の生活地域、市区町村、近隣圏域、都道府県内、3) 知的障害者及び親族の希望地を検討し、移行プロセスとして基本的に、Aホームあるいはユニットを経て、これらの移行先に移行することを計画している（地域移行推進本部・地域生活支援室 2003）。特に2)の移行先の可能性を検討するために、知的障害者の出身市町村の福祉事務所（援護の実施者）にアンケート調査をしたり、現地訪問をしたりしながら、グループホームやホームヘルプサービスなど地域生活支援体制の実態を調査している。同時に、出身地は日本全国に及んでおり、都道府県及び関係諸団体に移行に関する理解・協力を求めている。

施設Aは国立施設であるために、その地域移行の取組みは全国の入所施設に影響を与えることが予想され、十分な研究がなされなければならない。

## 1. 2. 地域移行における自己決定にかかわる研究

日本では地域移行にかかわる調査研究は数少ないが、欧米では数多くなされてきた。そ

それぞれの国での調査結果をレビューしたアメリカ(Larson, et al. 1989)、イギリス(Emerson, et al. 1996)、オーストラリア(Young, et al. 1998)での研究を見ると、どの国でも地域移行にかかわる研究の多くが地域移行後では施設生活よりも、知的障害者の 1) 物理的生活条件が改善し、2) 生活への満足感が向上し、3) セルフ・ケア、コミュニケーション、家事等の領域において適応行動が改善し、4) 自己決定の機会が増加し、5) 社会参加の機会が増加し、6) 家族や友人に関わる機会が増加することなど、彼らの生活の質が向上することを明らかにしていることがわかる。

ところがスタンクリップらが指摘するように、選択や自己管理といった自己決定に関わる事柄に焦点を当てた研究は極めて少ないのが現状である(Stancliffe, et al. 1997)。数少ない調査研究のうちいくつかの量的研究は、施設から地域の住居に移行した人には、施設生活者よりも選択の機会が多いこと、しかしなお社会一般に比較すれば選択の機会が制限されていることを明らかにした(Stancliffe, et al. 1997; Lister, et al. 1995; Young, et al. 2004)。

さらに、施設生活者と地域生活者の選択の機会を比較した量的研究によれば、地域生活者には選択の機会が相対的に多いこと、しかしなお同世代の健常者よりも選択の機会が制限されることが分かった(Kishi, et al. 1998; Parsons, et al. 1993; Wehmeyer, et al. 1995b)。同時に、日常生活の些細な事柄に比べると、居住場所や仕事など人生の重要な事柄に関する選択の機会は著しく制限されることも明らかになった(Kishi, et al. 1998; Stancliffe 1995; Stancliffe, et al. 1995; Wehmeyer, et al. 1995b)。

スウェーデン・イギリス・ドイツと日本の地域移行を研究した質的調査によれば、知的障害者が「事前に十分な情報(例えば、移行時期、移行先、移行先の環境、共同入居者のこと、移行後の生活のイメージ、働く場や日中活動へのイメージなどが持てるようなもの)を提供され、今後の生活や人生を見通すことのできるような働きかけは当初どの国でもなされておらず」、その結果、地域移行に際して彼らに混乱が生じ、移行後も彼らと職員の間従来の上下関係が続くことや、地域生活支援システムには問題が残っていることが報告されている(河東田 2003: 154-155)。

### 1. 3. 自己決定にかかわる研究

現在、諸文献においては自己決定の定義が統一されていないが、多くの研究者は自己決定概念を個人の内的属性と捉えている(Abery, et al. 1996: 112)。デシラ(Deci, et al. 1985)は自己決定を選択し、選択したことを自らの行動の決定要因にする潜在的能力(capacity)と定義した。潜在的能力とは、自ら目標を明確にすることを可能にする態度(attitude)と、目標を主体的に実現する能力(ability)を意味する(Mahon 1994)。ウェマイヤー(Wehmeyer, et al. 1995)も自己決定とは、自らの人生における因果関係の主人公(causal agency)として行動し、生活の質に関わる事柄を外部からの不当な影響や干渉から自由に選択するとき求められる態度と能力だと主張する。

ウェマイヤー(Wehmeyer 1998: 11)は能力と態度に相当するものとして、それぞれ8つのスキルと4つの態度を指摘する。すなわち、1) 選択(choice-making skills)、2) 決定(decision-making skills)、3) 問題解決(problem-solving skills)、4) 目標設定・達成(goal-setting and attainment skills)、5) 自立・危機管理・安全管理(independence,

risk taking, and safety skills)、6) 自己観察・自己評価・自己強化 (self-observation, evaluation, and reinforcement skills)、7) 自己教示 (self-instruction skills)、8) セルフ・アドボカシー・リーダーシップ (self-advocacy and leadership skills) のスキルと、1) 内的な制御の所在 (internal locus of control)、2) 肯定的なエフィカシーの属性・成果の期待 (positive attributions of efficacy and outcome expectancy)、3) 自己意識 (self-awareness)、4) 自己知識 (self-knowledge) という態度である。他の研究者も選択、決定、目標設定、問題解決、自己規制、自立、セルフ・アドボカシー、内的な制御の所在、セルフ・エフィカシー、自己知識の重要性を指摘する (Abery1994 ; Abery, et al.2003 ; Field, et al.1994 ; Mithaug1991)。

知的障害者の自己決定を保障することが重要なのは第一に、それがノーマライゼーションの8つの原理のひとつだからである。障害者の自己決定についての初めての記述は、ニリエ (Nirje1969:22-32) が1969年に成文化したノーマライゼーション原理の中に見出すことが可能である。そこには、「知的障害者の選択や願い、要求が可能な限り十分に配慮され、尊重されなければならない」と記されている。例えば、スウェーデンでは、ノーマライゼーションは単に知的障害者の物理的生活環境を変革することだけでなく、彼らの自己認識や自己決定への支援を通して展開してきた (柴田ら1999:6)。

第二に、自己決定が権利概念と捉えられているからである。ニリエ (Nirje1972:69-94) は1972年に「自己決定の権利」という題名の論文を発表した。彼は「ノーマライゼーションの原理の重要なポイントの一つは、障害をもつ人々が、全ての人間に権利として与えられているあたり前の尊厳を受けられるような条件を創り出すことである。従って、彼らに影響を及ぼす活動を行うにあたっては、彼らの選択、希望、願望、志等に、可能な限り配慮しなければならない」、そして「自己決定の権利が尊重されなければ、存在しないも同然」と主張した。さらに、1970年代以降にアメリカで生まれた自立生活運動 (IL運動) やセルフ・アドボカシー運動の過程で、障害者自身は自己決定を権利概念と捉え、自己決定権の獲得を社会に要求した (Williams1989)。日本でも1990年代以降、専門家や障害者自身が自己決定権について議論するようになった<sup>6</sup> (白井2000 ; 児島2002 ; 平田2000)。こうした動きを受けて、近年社会福祉の領域において基礎構造改革があり、2003年度に始められた「支援費制度」の趣旨には「障害者の自己決定を尊重し、利用者の選択の保障、利用者とサービス提供者の対等な関係の確立、利用者本位のサービス提供を目指すこと」と障害者の自己決定権が明記された。

第三に、自己決定が「生活の質」の構成概念だからである。シャーロックは自己決定を生活の質の8つの原理のひとつと捉えており (Shalock 1996:123)、他の研究者も個人が好みを表現し選択することを生活の質を測るひとつの評価指標と捉えてきた (Guess, et al 1985 ; Hughes, et al 1995 ; O' Brien 1987 ; Sands, et al.1994 ; 河東田1998)。さらに、障害者自身も生活の質を向上させるためには自らの生活を自己管理することが重要だと強調する (Kennedy1996 ; Ward1996)。

近年知的障害者の自己決定を促進することが重要だと考えられるようになっているが (Abery1994 ; Wehmeyer, et al.1995a)、彼らは現実の生活の中では自己決定のために必要なスキルを学習する経験が少なく、さらにこれらのスキルを自らの行動に生かす機会が極めて制限されている (Wehmeyer1996:27)。社会一般だけでなく障害者福祉の領域で働く人

たちですら、重度障害者は自己決定することが不可能だと思い込んでおり (Stancliffe, et al. 1997; Wehmeyer 1996)、知的障害者の余暇活動や仕事を含めた生活の在り方は、福祉サービス提供者によって決められているのが現状である (Bannerman, et al. 1990)。特に施設で長期間生活した知的障害者は、バートン (Barton 1959) が「施設症候群」と指摘したように、施設生活者としての役割期待を内面化し心理的に非力化 (ディスエンパワー) しているために、主体的に行動することが困難になっている。

いくつかの量的研究 (Kishi, et al. 1998; Tossebro 1995; Wehmeyer, et al. 1995; Stancliffe 1997; Stancliffe, et al. 1995; Stancliffe, et al. 1997) は、自己決定のスキルと、知的能力、適応行動や問題行動といった個人属性との間に強い相関関係があることを明らかにしたが、そのうち個人属性を統計的にコントロールして分析した量的研究 (Stancliffe 1997; Stancliffe, et al. 1995; Wehmeyer, et al. 1995) は、環境要因が自己決定に影響を与えることも明らかにした。ウェマイヤー (Wehmeyer 1996; Wehmeyer 1998) が指摘するように、自己決定とは個人と環境の相互作用の結果であり、個人の能力の程度に関係なく環境要因が自己決定に影響を与える。特に知的障害者は判断能力に限界があるために、彼らが自己決定に必要なスキルや態度を獲得し自らの行動に生かす機会を十分に提供し支援しなければならない (斉藤 1994)。

アベリィら (Abery, et al. 1996) やクックら (Cook, et al. 1996) は自己決定支援の理論的枠組みを構築するために、個人と環境の相互作用を被支援者と支援者の人間関係だけではなく、被支援者と物理的環境・社会的環境などの生活環境との関係も含めて検討した。物理的環境とはプライバシーが保障され、物理的障壁のない居住スペースなどであり、社会的環境とは支援者間の関係や支援者・親族間の関係、サービス・プログラムの構造や内容、社会制度やそれに影響を与える社会一般の価値観などである。

#### 1. 4. 研究目的・課題

地域移行の取り組みによって物理的生活環境を変革するだけではなく、ノーマライゼーション原理・生活の質・権利としての自己決定を実質的に実現するためには、施設生活、地域移行プロセス、地域移行後における知的障害者の自己決定の機会を提供しうる支援者・被支援者間の人間関係や生活環境が形成されなければならない。これまでの地域移行にかかわる調査研究は住居の種類 (Conroy 1996<sup>7</sup>; Emerson, et al. 2000; Emerson, et al. 2001; Kishi, et al. 1998; Parsons, et al. 1993; Stancliffe, et al. 2000a; Wehmeyer, et al. 1995b) や居住場所の居住人数 (Tossebro 1995; Stancliffe, et al. 1995; Stancliffe 1997) による生活の質や自己決定の程度の差異に焦点を当ててきたが、生活の質や自己決定に影響を与える他の環境要因を調査した研究は極めて少ない (Emerson, et al. 1996; Stancliffe, et al. 2000b)。例えば自己決定と、知的障害者の小遣いの金額 (Stancliffe, et al. 2000b)、後見人の有無 (Stancliffe 2000c)、支援者の勤務時間 (Stancliffe 1997)、支援者の能力や態度 (Campo, et al. 1997; Stancliffe, et al. 2000b)、サービス・プログラムの構造 (Stancliffe, et al. 2000b)、知的障害者の友人の数 (Campo, et al. 1997; Stancliffe, et al. 2000b) との関係性を調査した量的研究はいくつかあるが、他の環境上の要因に焦点を当てた実証的研究はほとんどないのが現状である。

本論文では 1) 施設生活における自己決定支援のための方策、2) 地域移行プロセスにお

ける自己決定支援のための方策、3) 地域移行後における自己決定支援及び地域生活支援ネットワーク構築のための方策を探求するために、施設 A での質的調査研究に基づき、1) 寮生活において知的障害者の自己決定の機会に影響を与える環境要因とは何か、2) 施設内ホームへの移行プロセスにおいて知的障害者の自己決定の機会に影響を与える環境要因とは何か、3) 施設内ホーム移行後の生活において知的障害者の自己決定の機会に影響を与える環境要因とは何か、を明らかにしたい。

## 2. 調査方法

地域移行における自己決定支援にかかわる研究が十分になされていない状況なので、探索的手法である質的調査法を採用した<sup>8</sup>。まず、筆者を含めた調査員 9 名は、2003 年 12 月に施設 A において、寮、A ホームやユニットで数日間の生活体験を実施した。これは、寮、A ホームやユニットの状況を把握し調査対象者との信頼関係を形成するためであり、フィールドワークで得た情報はフィールドノートに記述した。次に、2004 年 2 月に知的障害者（以下、本人と略記）21 名、施設職員 16 名の、2004 年 5 月に親族 6 組の面接調査をインタビューガイドを用いた個別面接の方式で実施した。本調査では本人の回答を基本としており、職員・親族の回答は本人の回答を補完するものと位置づけたので、対象者数はそれぞれ異なる。

### 2. 1. 面接対象者

本人は、意図的サンプリングにより、施設 A の寮で生活体験があり現在 A ホームで生活している人 10 名（男女各 5 名）、同様に同施設の寮で生活体験があり現在ユニットで生活している人 7 名（女 7 名）、現在寮で生活している人 4 名（男女各 2 名）が選定された。選定の際には、言語による何らかの意思疎通が可能な人が選ばれた。年齢は、40 代が 2 名（男性 1 名、女性 1 名）、50 代が 15 名（男性 4 名、女性 11 名）、60 代が 3 名（男性 2 名、女性 1 名）であり、50 代が過半数を占めた（1 名不明）。平均年齢は、男性が 47.2 歳、女性が 53.3 歳、年齢幅は、男性が 42～63 歳、女性が 43～57 歳であった。施設における在在年数（施設 A 以外の他施設での在在年数も含む）の平均は男性 22.3 年（1 名不明）、女性 33 年（7 名不明）、在在年数幅は男性 1.8～31 年、女性 22～45 年であった。A ホームでの居住年数の平均は男性 1.8 年、女性 1.3 年、居住年数幅は男性 1.7～1.8 年、女性 1.3～1.4 年であった。ユニットでの居住年数の平均は 1.1 年であった。

職員は、同施設その他施設での勤務経験があり、同施設での本人を良く知っていて、現在は A ホームあるいはユニットで本人を支援している人 3 名（男 2 名、女 1 名）が選定された。現在 A ホームの生活支援をしている人 2 名、ユニットの生活支援をしている人 1 名である。同時に、現在は寮で本人を支援している人 13 名が選定された。施設 A での勤務年数は、5 年以内が 4 名、6～10 年が 1 名、11～15 年が 3 名、16～20 年が 1 名、30 年以上が 7 名であった。

親族は、多様な意見を集めるために、地域移行に賛成した親族だけでなく、反対であった親族にも協力を求め、本人の親族 6 組が選定された。本調査対象となった本人の親族の承諾が得られなかったために、本調査対象となった本人の親族とは同一ではない。本人の

母親が2名、父親が4名、きょうだいが1名である。1組は父親ときょうだいが同席した。

## 2. 2. 面接方法

インタビューガイドは、河東田等の研究が使用した「カヤンディ式『生活の質』評価マニュアル」及び同インタビューガイド<sup>9</sup>を基に作成された「半構造化インタビューガイド」<sup>10</sup>に「自己決定支援」と「地域生活支援システム」に関する質問を付け加えて作成した。

本人の面接では、インタビューガイドI・IIを用いた。インタビューガイドIは本人に関する基礎情報を記すための調査票であり、調査実施前に本人を知っている職員が本人の承諾を得て記入した。インタビューガイドIIは面接の際に使用され、質問項目は施設生活、地域移行プロセス、地域生活に関するものである<sup>11</sup>。これは本人が理解しやすいように質問語句や順番を変えながら柔軟に使用した。そして、本人がリラックスできる環境を用意するために、本人の家や部屋で共にお茶を飲み、お菓子をつまみながら面接をした。また、本人の状況に応じて、プリス法やピクトグラムを参考にして作成した絵カードも使用した。

職員の面接は、施設の会議室などでおこなった。インタビューガイドの質問項目は、施設における仕事や本人の生活、地域移行プロセス、本人の地域生活<sup>12</sup>に関するものである。

親族の面接は、親族の自宅や施設の会議室でおこなった。インタビューガイドの質問項目は、本人の施設生活、地域移行プロセス、本人の地域生活に関するものである。

いずれの場合も面接の際に研究の趣旨とプライバシーの保護に関して説明し、面接内容は調査対象者の承諾を得てから録音した。なお面接時間は1～2時間となり、録音テープは逐語録として文章化して起こし、コード化の基礎資料とした。

## 2. 3. 分析方法

調査結果を分析するために、まず、上記のウェマイヤーの自己決定の定義を参考にしながら、自己決定の機会を「選択、決定、自立、目標設定・達成のスキルを獲得・行使する機会」とした。自己決定は他のスキルや態度も含まれる概念であるが、本調査では他のスキルや態度に関しては十分な調査結果が得られなかったからである。次に、移行プロセスを「寮からAホーム/ユニットへの移行プロセス、Aホーム/ユニット/寮からグループホーム（以下、GHと略記）など地域の住居への移行プロセス」とした。さらに、施設内ホーム移行後の生活を「Aホーム/ユニットでの生活」とした。ユニットは施設Aの寮内に設立されたが、Aホームと住宅環境や支援内容に大きな違いはみられないからである。

そしてロフランドら（Lofland, et al1995: 260）の質的分析方法を参考にしながら、調査結果を分析した。この方法では、「初期コーディング」とはデータの中で定義・発見できるものを探し求める過程であり、「焦点化されたコーディング」とは生産性と有用性の低いコードを排除し少数の選別されたコードに焦点を合わせ、選別されたコード内部のカテゴリーを精緻化する過程である。まず「初期コーディング」の過程で、3つの分析テーマ<sup>13</sup>を設定した。すなわち、

1. 「寮生活において本人の自己決定の機会に影響を与える環境要因とは何か」、
2. 「移行プロセスにおいて本人の自己決定の機会に影響を与える環境要因とは何か」、

3. 「施設内ホーム移行後の生活において本人の自己決定の機会に影響を与える環境要因とは何か」、  
である。

次に、「焦点化されたコーディング」の過程で、分析テーマに関連する要素をコード化の基準とし、逐語化された回答からひとつずつ抽出し、抽出したすべての要素は共通する内容ごとにコードを付して分類し、分類したコードを一段階上のカテゴリーに分類した。この際に、同一の回答例を複数の分析テーマやカテゴリーに分類する場合もあった。例えば、職員から、「もし基盤がなければ本人の（地域生活への移行の）希望が実現されない場合もあります」という回答があったが、これは寮生活、移行プロセス、施設内ホーム移行後のそれぞれの時期において、本人の自己決定に影響を与える環境要因を示すものと解釈した。なお、コード化の際には分析方法の信頼性・妥当性と調査結果の解釈の多様性を確保するために、他の調査員と議論を重ねながらコード化の作業をした。そして、本人・職員・親族の回答はすべてコード化の対象とした。

以下、分析テーマ及び分類したカテゴリーに即して回答例を示す。なお、()内の言葉は筆者が文脈に応じて補ったものや面接の際に質問したものである。

### 3. 調査結果

#### 3. 1. 分析テーマ1.: 寮生活において本人の自己決定の機会に影響を与える環境要因

本調査結果から、寮からAホームに移行した本人から、「寮での生活は懲りた」、「施設を出たいと思ったことがある」、「寮は出たい。Aホームは楽しい」、「寮には戻りたくない」などの回答があり、本人が寮での生活に関して否定的な感情を抱いていたり、寮よりもAホームでの生活に満足していたりすることが明らかになった。寮からユニットに移行した本人からも、「ユニットの方が静かだから良い」などの回答があり、寮よりもユニットの生活に満足していることが明らかになった。現在寮で生活している本人からも、「Aホームに住みたい」、「寮から出たい」などの回答があった。

この点に関しては、職員からも、「(Aホームの本人に関しては、)寮に戻りたいという人はいませんね」、「(ユニットの本人に関しては、)寮にいる頃と比べて本人の表情は変わったと思います。『前の寮に戻る』って言うとみんな『嫌だ』といいますね」、「Aホームの10名が全員、所属寮には戻りたくないと言いますね。(中略)彼らは集団よりも5人のグループホームがいいんだってことが分かったんですよねえ(中略)断固(寮には)帰りたくないって言いますから」、「(寮では)利用者から『ここでは生活したくない。町にでたらこういうことしたい』と訴えられることが多い」などの回答があった。寮生活において本人の自己決定の機会に影響を与える様々な環境上の要因があることが分かった。

#### 3. 1. 1. カテゴリー1.: 人間関係上の要因

第一に、本人を取り巻く様々な人間関係上の要因が明らかになった。

##### (1) 本人・支援者間の不均衡な力関係

本人・支援者間の人間関係上の問題が示された。本人から、「つらい時もあったけどね。怖い職員がいてね。怒られたりして文句で、口げんかでき。機嫌が悪くって。言いたいこ

とは言えないしさ。(よく怒る職員が)いた。あわない人がいたよ。私も弱くってね、そんなに強くない。言葉が合わない人がいた。でも優しい人もいるんだけどね、「施設を出たいと思ったことがあるけど、聞いてもらえないので言っていない。郷里に帰りたかった。

(中略)暴力をふるう先生がいて嫌だった」などの回答があり、本人・支援者間に不均衡な力関係があるために、本人が自己主張することを断念していることが示された。

この点に関しては、職員からも、「ユニットなら可能かもしれないが、他の寮では自己決定の支援はしていないに等しい」などの回答があった。親族からも、「職員が大勢いる割にはね、細かい配慮が。先生の前で言っちゃわるいけどね、足りないと思いました。(中略)

(ある職員が)子どもにしつけをするっていうのがね、ちょっと目に余ってね。(親が)いないときにはこんなこと日常茶飯事じゃないかと思いつつも、やっぱり親からしてみるといえないときはこんなことされんのかなあと思うと、まあちょっと騒ぐ子なんで『静かにしろ』って言っても、言うこと聞かないで反抗したんで、やったと思うんですけど、「子どもが私が来たときイライラして物を投げて壊したんですね。そしたらこう(職員に)言われました。『年金から弁償してもらおうよ』って、親の前で。『すいません年金から弁償してもらおうよ』って言われました。そうじゃなくて、どういう状態でやったかというのを(考えてもらいたい)」などの回答があった。

#### (2) 支援者による地域移行への意識の欠如

支援者の地域移行への意識が欠如していることが示された。職員から、「正直言えば(地域移行の)意識はなかったと思います。もちろん私が入った当時から地域移行ということは言われていましたので、何人かに関しては遥かな夢物語でしたけど、この人ならできなっていく人に対しては地域での生活を体験してもらいたいなあということで、まずは施設内にあるゲストハウスで宿泊体験をして自分たちで生活してみようとか、そういうことをして(地域移行を)目指してみようという気持ちがありましたけど、実際に行動してみようということになると結局、言い訳かもしれないんですけど、忙しさとか他のことにどうしても目がいってしまっていて、その人にやってもらおうというチャンスを与えていなかった」、「職員の問題意識の遅れ、私自身も遅れている」などの回答があった。

#### (3) 支援者・親族間の不均衡な力関係

支援者と親族間の人間関係上の問題が示された。親族から、「『お母さんがちょこちょこ面会に来ると他のお子さんがねたむ』って(寮の職員に)言われたんですよ。だから『来ないでください』とまでは言わないですけど、暗に。(中略)みんなの親御さんが思うことなんですけど、人質を取られているって、先生にこんなこと言うと悪いんですけど、でもそういう部分があるから。みんな人質取られているから言えないよねって。まあ親同士の中で。こっちから来てこっちに流そうって。笑ってその場を切り抜けられるかなって。でも人間だからまるくなればっかりじゃね。発言しなきゃいけないって。でも自分の子どもかわいいから言いたいことも半分にして帰ってくることもありますし。もうちょっとこの辺にしてほしいなってこともあるけど。してもらってないところあるから」などの回答があり、支援者・親族間に不均衡な力関係があるために、親族が自己主張することを断念していることが示された。その結果、自己決定支援の可能性が制限されかねない。

#### (4) 支援者間の不均衡な力関係

支援者間の人間関係上の問題が示された。職員から、「正直(施設に)入ったときは、職

員間で意見が合わないことで悩みましたね。やっぱり自分は経験がないわけですよ。じゃ経験があればいいのかっていうと経験だけでも駄目じゃないですか。私には経験がないから意見を言っても『この人にはこういうのがいいんだ』って（他の職員に）言われるわけですよ。それが気に入らないわけですよ。でも私には経験がないから。（中略）こうしたいということがあっても、（他の職員に）経験があって『こういうのがあって今があるんだ』と言われてしまうと何もできない。何年か経てば本人の性格も変って、やり方も変わるわけじゃないですか。（中略）『1年は黙っている』って言われてしまって、一年後には言ってやるって思って。しょっちゅう泣いて帰っていました。（中略）一番悔しかったのは職員の都合で（本人の）外出が中止になったことです。『職員は休むべきじゃない』って言ったんですよ。私もカチンときて。それに対して職員は（その本人は重度の知的障害があるので）『分からないからいいんだ』って言ったんですよ。それでまたカチンときて。入ったばかりの私が言うのもあれなんですけど。（中略）こちらの意見は重視されないわけですよ」という回答があった。支援者間に不均衡な力関係があるために、経験の浅い支援者の意見が十分に生かされることなく、自己決定支援の可能性が制限されることが示された。

#### （5）本人間の不均衡な力関係

本人間の人間関係上の問題が示された。本人から、「（やっぱり喧嘩になっちゃうから寮は嫌なんですか？）うん。（大勢いるとどうしてもね）うん」などの回答があり、本人間の人間関係上の問題が生じていることが示された。

親族からも、「（共同入居者に）ちょっかいかけられることがあって、あるとき顔ひっかかれたときはすごかった、背中とか何とかで、ひっかかれたりして（中略）もう70ぐらいの利用者もいるんですよ。（中略）うるさく言うんでしょね。こうやったからこういうことやるんだからってブツブツ言うばあさんもいるからね」、「ひとりなんでもむしりとる子がいるともう、ネックレスも指輪もだめってことになってくるんですよ。うちはね、その子がもうなにしろ、首にあとがつくほど引っ張ってとって」などの回答があり、本人間に不均衡な力関係があるために、私物を自由に所有することも制限されることが示された。

#### （6）本人・親族間の関係の希薄化

本人が親族に会う機会が乏しいことが示された。親族から、「それは私が面会に来ますでしょ、そうするとうれしくて、職員室の窓からこう押しのけてくるんですよ。ほら、やっぱり親があんまり来ないから、姿見ると嬉しいんですよ、どこの子も。で、どこの子もみんな玄関に集まる」などの回答があり、本人・親族間の人間関係が希薄化しており、ある本人は親族と会うことを心待ちにしていることが示された。

### 3. 1. 2. カテゴリー2：物理的生活環境上の要因

第二に、物理的生活環境上の要因が明らかになった。

#### （1）プライバシーの欠如

寮の住宅環境は本人のプライバシーを十分に保障していないことが示された。

部屋の人数に関しては、個室が保障されていないことが示された。本人から、「2人部屋」、「3人部屋」、「4人部屋」、「5人部屋」などの回答があった。職員からも、「2～3人部屋」、「3人部屋が多い」、「3～4人部屋」、「4～5人部屋」、「昔は4～6人部屋。7年前の建て替えで3人部屋になった」などの回答があった。親族からも、「（自分の娘は）ずっと3人部屋

だったが、一昨年に2人部屋になった」、「3人部屋とか2人部屋とか」などの回答があった。ただし職員から、「(個室は)ひとりが好き、あるいはひとりでなければ生活できない人、あとは同室者がいることによって、同室者に迷惑がかかるっていう人。だから全く違うんですけどね。ひとりにせざるを得ないっていうんですかね」、「行動障害をもっている場合は個室でしたけども」などの回答があり、他者との共同生活が困難な場合に限っては個室が提供されることが示された。

プライバシーが十分に保障されていないために、本人が私物を自分の部屋に置くことが困難になることも示された。本人から、「寮にいるときは(自分の部屋にいろいろな物を)置けなかったもん。みんなもっていかれて、友達にみんなもっていかれちゃって」などの回答があった。職員からも、「(共同入居者が部屋に入ってきて)物を壊したりぐちゃぐちゃにするんですよ」などの回答があった。親族からも、「同じ部屋にいる子がね、親がぜんぜん来ない子なんですけど、やっぱり親が来ない子っていうのはね、娘が新しいもの買って持ってくると、何でも自分のたんすに持っていっちゃうんですよ」などの回答があった。

周囲の音がうるさいために安心した生活が脅かされることも示された。本人から、「寮にいるとうるさいでしょ」、「寮にいるときは、生徒がいっぱいいるからね。暴れた子がいるし、わかんない生徒がいて、暴れたり、夜寝られなかったよ、私」、「喧嘩が多くて落ち着かなかった」、「騒ぐ人がいるからうるさい」、「不眠症の人がいて、なかなか眠れない」などの回答があった。職員からも、「集団だと相部屋とかいろいろありますけれども、相性なんかの問題もあつたりとかして、ときどき暴力事件が起こったりして、弱い人はびくびくしながら生きている」などの回答があった。

## (2) 経済的余裕の欠如

本人の経済的問題が示された。

インタビューガイドIから、寮の本人に関しては、1ヶ月の小遣いは、1000円の人が1名、小遣いをもらっていない人が3名いることが分かった。

現在Aホームで生活している本人から、「(お給料は少ししかもらっていなかった?) たくさんじゃないかなあ。(でもいっぱい働いていましたよねえ。そのお金って働いた分だけのお金だったかなあ?) うん。もうすこしほしい。もっとほしい」などの回答があり、本人が寮で生活しているときの自分の奨励金<sup>14</sup>に不満を抱いていたことが示された。

## (3) 地域資源へのアクセスの困難さ

フィールドノーツの記述から、寮と地域のスーパーなどの地域資源との間に一定の距離があるために、本人が地域資源を利用するためにはバスや車などの交通手段が必要であることが分かった。この結果、本人が自分で歩いて買い物に行く機会が制限されることなど、地域資源へのアクセスが困難になるのではないかと考えられた。

### 3. 1. 3. カテゴリー3：組織環境上の要因

第三に、組織やサービス内容の構造上の要因が明らかになった。

#### (1) 個別支援の欠如

組織やサービス内容の構造が集団処遇的構造になっているために、個別支援が困難になっていることが示された。

支援者が複数の本人に対応しなければならないために、支援者の勤務体制の都合によっ

て本人の仕事や外出の希望が実現されないことが示された。本人から、「前は刺繍とかやっていたんだけどねえ。作業部の先生がいなくなっちゃった。(それで刺繍ができなくなった)」、「ほんとはもっと(織物の仕事を)やりたかったよ。やめてくださいって(職員が)言ったもん。やる人いないって聞いたもん。だからやめたの。しょうがない」などの回答があった。職員からも、「(利用者の数に対して職員の数が少ないので)散歩の時にも近場を簡単に散歩して、午前午後にグループを分けたりとか。利用者の数が少なければ(寮でもユニットと)同じようにできるわけですよ。車椅子の人も職員がついていれば町に行けるし、配膳も一緒にできるわけですよ。(中略)寮にいるときは手のかかる人にどうしてもかかわらなければならなかったの。(現在ユニットにいる本人の問題に)気づかなかった。(中略)いっぱいいるなかじゃどうしてもできないじゃないですか。日がくれるまで信号を(本人と)一緒に待ってられないし、じゃ『自分でお金出してごらん』って言うても時間で動くような生活では。あっちで騒いでいる人がいてそっちに目がいってしまえば自分で買える人にも『ごめん私(職員)が買っちゃうから』ってなってしまうじゃないですか。(中略)援助があれば多くのことができる人の機会をつぶしてしまっていた。(中略)集団なのでどうしても誰かを犠牲にしてしまう。(利用者が)ひとりだったらとか、この人にこの時間を与えることができらばって悩みました」、「職員の勤務体制によって利用者の生活が決まるというか、勤務表が先にあるじゃないですか、そこで行動も制限されてくる」などの回答があった。

他の共同入居者との調整で本人の選択・決定の機会が制限される場合があることも示された。本人から、「B寮ではみんな寝ている人がいるでしょ、他の人が。例えば、自分で(テレビを)見るとしたら音を小さくしてね、寮ではね。寝ている人がいるから」などの回答があった。職員からも、「糖尿だとか生活習慣病で、その食べ物について制限が出ると、欲しい目の前でビールは飲めないだろうということなんですね。だから、今ビールを飲むとか好きな人いますけど、その人が外出したときくらいですよ。(中略)個別で対応できる環境が作れたらいいなあと思っています」などの回答があった。同時に、調査結果とフィールドノーツの記述から、食事に関しては施設内の給食センターから一括に配食されているために、本人が献立を選択・決定する機会が制限されることが示された。

## (2) ニーズに対応した支援の欠如

本人の生活がある一定の規則や日課によって管理されるために、本人のニーズが十分に保障されないことが示された。

起床時間に関しては、本人から、「寮にいるとさ、わたしが少し寝坊して遅く起きたときがあるのよ。そういうときは(職員に起こされても)すぐには起きれないもん。(中略)(みんな一斉に起こされちゃったりするわけ?) うん、そう」、「時間は決まっている。6時だよ。(もうちょっと長く寝ていたくても起こされちゃいますか?) だめだね。断われちゃうよ」、「起きる時間が決まっていた」などの回答があり、本人が起床時間を選択・決定する機会が提供されていないことが示された。職員からも、「早番が7時なんですよ。早番が来るまでは仕事を終わらせておこうと思って」などの回答があり、支援者の勤務体制の都合によって、本人の起床時間が決められる可能性があることも示された。

就寝時間に関しては、本人から、「B寮の方は寝る時間は9時になってるわけ、就寝時間は」、「寝る時間が決まっていた」などの回答があり、本人が就寝時間を選択・決定する機

会が提供されていないことが示された。この点に関しては、職員から、「起きてテレビ見たい人は見ててもいいし、寝たい人は寝ててもいいし」、「(E寮では)夜は特に寝る時間を決めていませんでしたね。デイルームでテレビ見たい人は遅くまで起きて見ていました」などの回答があり、寮によっては本人が就寝時間を選択・決定する機会が提供される場合もあることが示された。

食事の時間に関しては、本人から、「(朝ごはんは何時に食べるか決まっていた?)うん」などの回答があり、本人が食事の時間を選択・決定する機会が提供されていないことが示された。職員からも、「食事なんかは配食ですからそれには従って欲しいっていうのはありましたよ。だから、それを超えちゃうと後片付けもできないという点で、一人二人なら残せませすけど、それをみんながやられたら、大変なんで、それはね、その時間には食べて欲しいっていうのはありましたね」などの回答があった。

外出に関しては、本人から、「外出は自由にできなかった」などの回答があり、本人が自由に外出することが制限されていることが示された。この点に関しては、職員から、「外出には許可が必要ですね。許可があれば外出できます。(中略)外出届出が必要なんですよ。え。(中略)寮の場合は(外出をするのは)決まった時間ですもんねえ。就寝準備をしたり流れが決まっていますもんねえ。だから、夜外出することは寮ではありえない」、「外出は、起案・決済を経る必要があるため、利用者の急な求めに応じて外出を支援することができない」などの回答があり、本人が自由に外出することや、支援者が本人の外出を支援することも制限されることが示された。

仕事に関しては、本人から、「(仕事は)向こうから決めて、それをやっているだけ。作業部の方が決めて」などの回答があり、本人が仕事の内容を選択・決定する機会が提供されていないことが示された。

このような問題に対して、寮の職員が本人のニーズに応じるために個人的に努力している様子も示された。職員から、「夜食が食べられるようにしたり、あの、コーヒーだとか紅茶とか自由に飲めるようにしてきたりとかですね。あの、あとは私物を増やしましたかね」などの回答があった。

### (3) 自立支援の実施/欠如

サービス内容が、本人がひとりで行動する機会を提供している場合と、そうではない場合があることが示された。

日常生活や家事における自立のスキルを獲得する機会を本人に提供していることが示された。親族から、「つまり日常生活に欠かすことのできないものも、積極的にやらせてくれる。職員の行ったことは、ちゃんとお手伝いしてくれるみたいですからね。そういう意味では職員達は、積極的に関わってくれているのかなと思いますけどね」、「(本人は)何でも手で食べちゃいますけどね。まあこちらではそういう面からも感謝して、そういう面からも指導頂いてどうにか食べられるように。うちだったらどうしても我々とか女房が食べさせちゃいますから」などの回答があった。

しかし、保護主義的な対応によって本人がひとりで行動する機会を提供していない場合があることも示された。

洗濯に関しては、職員から、「自分で洗濯機を回すことはなかったですよ」、「寮にいる時は洗濯センターというのがありましたからねえ」などの回答があり、本人が自分で洗濯

をする機会が提供されていないことが示された。

料理に関しては、調査結果とフィールドノーツの記述から、施設内の給食センターから一括に配食されているために、本人が料理をする機会が十分に提供されていないことが示された。

お小遣いに関しては、本人から、「(お給料をどのくらいもらっていたか分かりますか?) 紙に書いたもので、普通のお金じゃなくて」、「前はね、紙だったけどねえ」などの回答があり、本人にお金ではなく、施設内のみで使用可能な納品書を渡しているために、お小遣いを自己管理する機会を提供していないことが示された。この点に関しては、職員からも、「ゲストハウスを利用する時に納品書だけで、お金を持たせないんですよ。『ジュースを一本下さい』と書いた紙を利用者に渡して、ゲストハウスで買った後で請求書みたいなかんじで寮に回ってくるんですよ。一度E寮の利用者にお金を渡していたんですけど、あればあるだけ使ってくるので(納品書に変えました)」、「寮にいるときはそんなこと(小遣いを自分で管理すること)はなかったですから。現金を持つことはないんじゃないかなと思いますねえ」などの回答があった。ただし、職員から、「毎月、小遣いとして2000円を渡している」などの回答があり、寮によっては本人に小遣いを渡していることも示された。

金銭管理に関しては、本人から、「(お金の)管理は先生」、「年金は聞いたことがない」などの回答があり、施設が本人の年金や給料を一括に管理していることが示された。職員からも、「金銭管理は全て職員がしている」などの回答があった。インタビューガイドIからも、本人全員の奨励金と年金は施設Aの職員が管理していることが分かった。

買い物に関しては、本人から、「買い物は職員が買ってくれるから(自分で)できない」などの回答があり、本人が自分で買い物に行く機会が提供されていないことが示された。職員からも、「人の頭をぼんと叩いてみたりとか、人のもっているものをちょっととってみたりとかここでは許されても、コンビニでは許されない」、「今までは(買い物と一緒に行って)職員が領収書下さいってお金を出しちゃいますよね。だから物は買う物だってことは思っていなかったんですよ。物はくれるものだって未だに言う人もいますよ」などの回答があり、本人が買い物の際に自分で支払いをする機会が提供されていないことが示された。ただし、職員から、「以前は職員が利用者に代わって払うことが多かったが、最近は地域移行を意識して、ひとりずつ利用者に払ってもらおうようにしている」などの回答があり、寮によっては状況が徐々に変わってきていることも示された。

寮周辺の交通環境に関しては、職員から、「ここでは人最優先で、みんな(車が)止まっていますから。(中略)みんなは車は危険なものだっという意識はないです」、「信号機はないし、車は止まってくれるし、ほんとここって利用者中心の生活です」などの回答があり、本人が交通ルールを守って外出する機会が十分に提供されていないことが示された。

#### (4) 地域生活体験プログラムの欠如

地域生活体験プログラムが十分に整備されていないことが示された。

買い物に関しては、職員から、「夜ちょっとスーパーに行ってみようとか(寮では)ないですからねえ」などの回答があり、本人が買い物に行く機会が十分に提供されていないことが示された。

外出に関しては、本人から、「(A ホームでは)先生の車で日曜日にレンタルビデオを借りに行っている。寮ではできなかった」などの回答があり、本人が外出する機会が十分に

提供なされていないことが示された。職員からも、「今までは利用者の個別の年間外出が3回だった」などの回答があった。

交通機関の利用に関しては、職員から、「ほとんどがタクシー利用ですね。寮まで来ていただいてそのまま目的地に行って、途中で降ろされるといことがないわけですよ」などの回答があり、本人が地域の交通機関を利用する機会が十分に提供されていないことが示された。

銀行に行くことに関しては、職員から、「寮では（本人と一緒に銀行に行くことは）ないですね」などの回答があり、本人が銀行に行く機会が十分に提供されていないことが示された。

サービス・プログラムの内容が地域移行に焦点を当てたものになっていないことも示された。職員から、「(10年前までは)問題行動とかに目がいっていたのでしょよね、自分の中でね。(中略)当時なんか施設したりなんかありましたからね。(中略)(現在でも)実際に地域で生活することを念頭に置いた支援にはなっていないんですよ」、「個別支援計画には一応、地域移行という言葉ではなかったんですけど、社会参加とか、地域の中に住もうじゃなくって地域の人たちと何かをして、地域の催し物に職員と共に参加をするということで、そういう地域移行とは言わない地域参加ですね。地域移行が可能だと思える人にもそういう社会参加というだけで、地域移行ではないですね」、「4年前にきた時は地域移行の考え方は全くなく、本人がのんびり楽しく生活できるように援助していました。個別支援計画を作っていましたけど、特に地域移行を目標にしているものではありませんでした」などの回答があった。

重度の障害をもつ本人に関しては、サービス・プログラムが十分に整備されていないことも示された。職員から、「会話のできない人は自分の意志を伝えることもできず、毎日同じことの繰り返しで、楽しんだらうかと疑問に思うことが多い」などの回答があった。

### 3. 1. 4. カテゴリー4：社会環境上の要因

第四に、組織環境上の要因の背景には社会環境上の要因があることが明らかになった。

#### (1) 人的・物的な社会支援体制の不備

本人の地域生活を支える人的・物的な社会支援体制が十分に整備されていないことが示された。そのために、支援者の意識やサービス・プログラムの内容が地域移行を念頭に置いたものにならないのではないかと考えられた。

支援体制に関しては、職員から、「もし基盤がなければ本人の(地域生活への移行の)希望が実現されない場合もあります」、「受け皿があるかどうか分からない」などの回答があり、支援体制が整備されていないことによって、本人の移行の希望が実現されない可能性があることが示された。この点に関しては、職員から、「厚生労働省がバックアップしてくれないとできない。制度や地域の働きかけが必要」などの回答があり、親族からも、「厚生労働省がやらないと進んでいかないよね。(中略)国と自治体がね」、「結局は東京都も国も全然そんな事(受け皿の事)考えてもいないっていう」などの回答があり、行政の責任を追究する意見が出された。

具体的には、GH移行後の支援者の質に関して、職員から、「やっぱり専門的な知識を持って、それなりのケア、介護のプロでないと、任せられない。(中略)きめ細かい、例えば

てんかん発作の1回や2回。そういういったものに対して、どれだけの知識を持っているか。あるいは階段の昇降だとかそういうもの、本人に身体障害があった場合、そういうときにどういうふうに支えるかっていう細かいとこまで全部クリアできるんだらうかっていう心配があるわけです」、「世話人の質が問題ですよ」などの回答があった。親族からも、「援助人の資格っていうのは誰でもいいっていうじゃないですか、誰でもいいっていう人に援助人になってもらってね、日常の生活さえ援助すればいいって人にね、そこまで、病気の状況とかね、ひきつけたときどうしたらいいとか、そこまではなかなか難しいでしょ。だからその援助人を選ぶときも、なかなか大変なことだろうなと」、「いらいらして物にあたりたりしたら、ほんとに分かってもらえるかなって、子どもがするいろんなことを見てくださる人が」などの回答があった。

重度の知的障害をもつ本人を支える支援体制が十分に整備されていないことも示された。職員から、「問題行動をもちながら、それを支えられる体制があれば、十分地域の中でも生活はできると思います」、「医療面でのケアで問題がある」などの回答があり、親族からも、「夜とか例えば非常勤とか、ひとりでもいいから、24時間いてくれる人手がなければ困ります」などの回答があった。

## (2) 地域社会の偏見

地域住民の意識の問題が示された。そのために、支援者の意識やサービス・プログラムの内容が地域移行を念頭に置いたものにならないのではないかと考えられた。職員から、「まだ壁がありますよね。一緒に利用者と歩いていて感じますね。まだ生活しづらいという感じですね。視線もありますし、建物自体でも全部」、「住民の理解というのは始めからないみたいですからねえ。そこに住んでみて時間が経てば徐々に理解するようになるんじゃないですか」などの回答があった。親族からも、「障害者って、宿命をもって生まれてきたわけじゃないんだってことを、きちんと一般の人もね、理解してもらわなきゃいけないことだと思います。(中略)自転車だって周りも見ないで来るでしょう。そういうようなもんでね、大きな事故、小さな事故、いっぱいあるでしょう。そういうところに言葉もしゃべれない、社会の規律もマスターしてない子ども達をね、出してやるってことは」、「一昨年スーパーでてんかんをおこしたんですよ。でも心無い人もいますよね。よって来たかと思ったら『てんかんだー』とか言って去ってってしまうんですね。そっと見ててくれればいいじゃないですか。『大丈夫ですか』って声かけてくれるとか」などの回答があった。

## 3. 2. 分析テーマ2.: 移行プロセスにおいて本人の自己決定の機会に影響を与える環境要因

インタビューガイドIから、寮からAホームへの移行のことを聞いたときは「嬉しかった」という回答が本人2名から、Aホームへの引越しの際は「嬉しかった」という回答が本人2名からあり、本人が移行すること自体に満足していたことが示された。ところが、インタビューガイドIから、Aホームへの移行のことを聞いた時は「不安だった」という回答が本人3名から、Aホームへの引越しの際は「不安だった」という回答が本人3名からあり、本人が移行自体に不安を感じていたことも明らかになった。職員からも、「施設か